

「第2回観光・文化スポーツ部指定管理者選定委員会」の会議結果の概要

開催日時	令和7年11月7日（金）午前10時00分から午後4時05分		
開催場所	鹿児島県庁行政庁舎9階A会議室（文化振興課内奥）		
出席委員	別紙委員名簿のとおり		
公開・非公開の別	非公開	傍聴者数	—
問い合わせ先	P R 観光課総務経理係 直通 099-286-3046 担当者 大谷，山脇		
議 題			
【公募によるもの】			
1 鹿児島県アジア・太平洋農村研修センターの指定管理者の候補者について			
審議結果等の概要			
指定管理者の候補者について、下記のとおり推薦団体が決定されました。			
記			
1 対象施設			
(1) 施設名			
鹿児島県アジア・太平洋農村研修センター			
(2) 施設の所在地			
鹿屋市上高隈町 3811－1			
2 指定管理者の候補者			
(1) 団体名			
鹿児島国際交流促進センター			
(2) 所在地			
福岡市博多区店屋町4－8蝶和ビル 503 号			
(3) 推薦理由			
ア 国際交流・協力に関して十分な経験や専門性を有するスタッフを確保するとともに、効率的な施設運営を図ることとされている。			
イ 研修センターの機能を十分に活用した国際交流・協力に関する多彩な事業を提案しており、利用者の増加のための創意工夫を図ることとされている。			
ウ 県及び関係機関・団体との連携が十分図られ、本県の国際交流拠点施設としての活用が見込まれる。			
エ 地域住民の協力のもと、地域に根ざした活動を展開することにより、国際交流・協力を通じた県民と外国人との交流の活性化が見込まれる。			
オ 収支計画が適切に作成されており、実現可能なものとなっている。			
3 指定期間			
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで			
【参考】審査の経過			
(1) 募集方法：公募			
(2) 審査方法：指定管理者選定委員会（学識経験者を含む。）を設置し、選定基準等に基づき、団体から提出された事業計画書等の審査を行った。			

(3) 応募団体数：1 団体

(4) 審査結果

選 定 基 準	評 価
事業計画書の内容が研修センターの平等な利用を確保することができるものであること	45 点／50 点
事業計画書の内容が研修センターの効用を最大限に発揮することができるものであること	117 点／150 点
事業計画書の内容が管理の業務に係る経費の縮減が図られていること	100 点／100 点
事業計画書に沿った管理を安定して行う人的及び物的能力を有していること	118 点／150 点
その他知事が研修センターの設置目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項	44 点／50 点
合 計	424 点／500 点

※ 評価は 5 名の委員の合計点（100 点満点）

【注意事項】

今後、県は、観光・文化スポーツ部指定管理者選定委員会の審議結果等を踏まえ、指定管理者の候補者を選定し、鹿児島県公の施設に関する条例第 6 条及び第 7 条第 1 項の規定により、議会の議決を経て、指定管理者を指定することになる。

「第2回観光・文化スポーツ部指定管理者選定委員会」の会議結果の概要

開催日時	令和7年11月7日（金）午前10時00分から午後4時05分		
開催場所	鹿児島県庁行政庁舎9階A会議室（文化振興課内奥）		
出席委員	別紙委員名簿のとおり		
公開・非公開の別	非公開	傍聴者数	—
問い合わせ先	P R 観光課総務経理係 直通 099-286-3046 担当者 大谷，山脇		
議 題			
【公募によるもの】			
1 鹿児島県文化センターの指定管理者の候補者について			
審議結果等の概要			
指定管理者の候補者について、下記のとおり推薦団体が決定されました。			
記			
1 対象施設			
(1) 施設名 鹿児島県文化センター			
(2) 施設の所在地 鹿児島市山下町5番3号			
2 指定管理者の候補者			
(1) 団体名 公益財団法人 鹿児島県文化振興財団			
(2) 所在地 鹿児島市山下町5番3号			
(3) 推薦理由			
ア 公益財団法人 鹿児島県文化振興財団は、これまで20年間にわたる管理運営の経験と実績により、文化センターの設置目的と管理運営の基本方針を深く認識しており、高い業務能力と効率的な管理運営による利用者へのサービス向上が期待できる。			
イ 音楽，演劇，伝統芸能などの幅広い分野で，バランスよく安定的な事業の展開を具体的に提案しており，県民の多様なニーズに対応した質の高い事業の実施が期待できる。			
ウ 文化団体・若手アーティスト等に対しての活動支援やワークショップ事業・アウトリーチ事業の実施により，鹿児島の文化芸術を担う人材の発掘と育成に努め，県民一人一人が文化芸術に親しむ鑑賞機会を提供するとともに，より主体的に県民が文化芸術活動へ参加するための支援を提案しており，本県の文化振興についても十分考慮されている。			
3 指定期間			
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで			
【参考】審査の経過			
(1) 募集方法：公募			

- (2) 審査方法：指定管理者選定委員会（学識経験者を含む。）を設置し，選定基準等に基づき，団体から提出された事業計画書等の審査を行った。
- (3) 応募団体数：1 団体
- (4) 審査結果

選 定 基 準	評 価
事業計画書の内容が住民の平等な利用を確保することができるものであること	43 点／50 点
事業計画書の内容が当該公の施設の効用を最大限に発揮することができるものであること	210 点／250 点
事業計画書の内容が管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること	62 点／75 点
事業計画書に沿った管理を安定して行う人的及び物的能力を有していること	87 点／100 点
その他必要と認める事項	21 点／25 点
合計	423 点／500 点

※ 評価は 5 名の委員の合計点（100 点満点）

【注意事項】

今後，県は，観光・文化スポーツ部指定管理者選定委員会の審議結果等を踏まえ，指定管理者の候補者を選定し，鹿児島県公の施設に関する条例第 6 条及び第 7 条第 1 項の規定により，議会の議決を経て，指定管理者を指定することになる。

「第2回観光・文化スポーツ部指定管理者選定委員会」の会議結果の概要

開催日時	令和7年11月7日（金）午前10時00分から午後4時05分		
開催場所	鹿児島県庁行政庁舎9階A会議室（文化振興課内奥）		
出席委員	別紙委員名簿のとおり		
公開・非公開の別	非公開	傍聴者数	—
問い合わせ先	P R 観光課総務経理係 直通 099-286-3046 担当者 大谷，山脇		

議 題

【特定によるもの】

- 1 鹿児島県霧島アートの森の指定管理者の候補者について

審議結果等の概要

指定管理者の候補者について、下記のとおり推薦団体が決定されました。

記

1 対象施設

- (1) 施設名
鹿児島県霧島アートの森
- (2) 施設の所在地
始良郡湧水町木場 6340－220

2 指定管理者の候補者

- (1) 団体名
公益財団法人 鹿児島県文化振興財団
- (2) 所在地
鹿児島市山下町5番3号

3 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

【参考】審査の経過

- (1) 募集方法：公募によらず、特定の団体からの申請
- (2) 審査方法：指定管理者選定委員会（学識経験者を含む。）を設置し、選定基準等に基づき、団体から提出された事業計画書等の審査を行った。
- (3) 審査結果

施設名	指定管理者の候補者名	評価
鹿児島県霧島アートの森	公益財団法人 鹿児島県文化振興財団	4.3

※ 評価は、5名の委員の5段階評価の平均

【注意事項】

今後、県は、観光・文化スポーツ部指定管理者選定委員会の審議結果等を踏まえ、指定管理者の候補者を選定し、鹿児島県公の施設に関する条例第6条及び第7条第1項の規定により、議会の議決を経て、指定管理者を指定することになる。

「第2回観光・文化スポーツ部指定管理者選定委員会」の会議結果の概要

開催日時	令和7年11月7日（金）午前10時00分から午後4時05分		
開催場所	鹿児島県庁行政庁舎9階A会議室（文化振興課内奥）		
出席委員	別紙委員名簿のとおり		
公開・非公開の別	非公開	傍聴者数	—
問い合わせ先	PR観光課総務経理係 直通 099-286-3046 担当者 大谷，山脇		

議 題

【特定によるもの】

- 1 鹿児島県霧島国際音楽ホールの指定管理者の候補者について

審議結果等の概要

指定管理者の候補者について、下記のとおり推薦団体が決定されました。

記

1 対象施設

- (1) 施設名
鹿児島県霧島国際音楽ホール
- (2) 施設の所在地
霧島市牧園町高千穂 3311-29

2 指定管理者の候補者

- (1) 団体名
公益財団法人 鹿児島県文化振興財団
- (2) 所在地
鹿児島市山下町5番3号

3 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

【参考】審査の経過

- (1) 募集方法：公募によらず、特定の団体からの申請
- (2) 審査方法：指定管理者選定委員会（学識経験者を含む。）を設置し、選定基準等に基づき、団体から提出された事業計画書等の審査を行った。
- (3) 審査結果

施設名	指定管理者の候補者名	評 価
鹿児島県霧島国際音楽ホール	公益財団法人 鹿児島県文化振興財団	4.4

※ 評価は、5名の委員の5段階評価の平均

【注意事項】

今後、県は、観光・文化スポーツ部指定管理者選定委員会の審議結果等を踏まえ、指定管理者の候補者を選定し、鹿児島県公の施設に関する条例第6条及び第7条第1項の規定により、議会の議決を経て、指定管理者を指定することになる。

「第2回観光・文化スポーツ部指定管理者選定委員会」の会議結果の概要

開催日時	令和7年11月7日（金）午前10時00分から午後4時05分		
開催場所	鹿児島県庁行政庁舎9階A会議室（文化振興課内奥）		
出席委員	別紙委員名簿のとおり		
公開・非公開の別	非公開	傍聴者数	—
問い合わせ先	P R 観光課総務経理係 直通 099-286-3046 担当者 大谷，山脇		

議 題

【特定によるもの】

- 1 鹿児島県奄美パークの指定管理者の候補者について

審議結果等の概要

指定管理者の候補者について、下記のとおり推薦団体が決定されました。

記

1 対象施設

- (1) 施設名
鹿児島県奄美パーク
- (2) 施設の所在地
奄美市笠利町節田 1834 番地

2 指定管理者の候補者

- (1) 団体名
奄美群島広域事務組合
- (2) 所在地
奄美市名瀬港町 15 番地

3 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

【参考】審査の経過

- (1) 募集方法：公募によらず，特定の団体からの申請
- (2) 審査方法：指定管理者選定委員会（学識経験者を含む。）を設置し，選定基準等に基づき，団体から提出された事業計画書等の審査を行った。

(3) 審査結果

施設名	指定管理者の候補者名	評 価
鹿児島県奄美パーク	奄美群島広域事務組合	4.3

※ 評価は，5名の委員の5段階評価の平均

【注意事項】

今後，県は，観光・文化スポーツ部指定管理者選定委員会の審議結果等を踏まえ，指定管理者の候補者を選定し，鹿児島県公の施設に関する条例第6条及び第7条第1項の規定により，議会の議決を経て，指定管理者を指定することになる。